

琉球新報 2019.09.01 琉球新報朝刊 29頁 4社 1版 (全372字)

昭和初期に今帰仁村の百按司墓から持ち出された遺骨を保管している京都大学に遺骨の返還と損害賠償を求めた琉球遺骨返還請求訴訟の第3回口頭弁論が30日、京都地裁（増森珠美裁判長）であった。原告の彫刻家、金城実さんが意見陳述した。次回は11月29日に開かれる。

原告団によると弁論後の進行協議で、京都地裁が和解を含めた解決策を探る方向性を示した。京都大学側は「現時点で遺骨を返還する予定はない」との立場を示した。

金城さんは陳述で、靖国神社に合祀（ごうし）された父の合祀取り消しを求め、沖縄靖国訴訟で原告団長として闘った経緯を語った。遺骨返還に応じない京都大学を「戦前、日本国家が推し進めたアジアへの植民地政策をも正当化することにならないか」と批判した。

原告側は、琉球の崖葬墓（風葬）や洗骨などの文化を維持するには「遺骨が不可欠だ」と主張した。

琉球新報社

本サービスにおける著作権および一切の権利は株式会社ジー・サーチまたはその情報提供社に帰属します。  
本サービスの出力結果を複製、複写、出版、販売または第三者に対し配布することは禁止されています。